

ID: 72

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	柴田町児童館規則 第6条第2項		
例規番号	平成11年規則第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。 (使用の特例)</p> <p>第6条 児童館は、児童福祉又は地域組織活動等に関係ある集会及び公共的な集会と町長が認めた場合に限り使用することができる。</p> <p>2 前項の集会に児童館を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用期日の7日前までにその許可を得なければならない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日